

第4章 産業連関表の概要

第1節 取引基本表の基礎的理論

各府省庁の共同事業として作成している我が国の産業連関表は、第2回目の産業連関表である昭和35年（1960年）表において、国民所得統計との整合性や、原則として日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類の採用などを行った。これにより、現在の我が国の産業連関表のフレームワークが形成された。

その後、各回の作表において、逐次、改善を進め、昭和50年（1975年）表では68SNAに対応した変更を行い、平成7年（1995年）表においては、国際標準産業分類（第3次改訂版）への準拠、IMFの「国際収支マニュアル」（第5改訂版）への対応、また、部分的ではあるが93SNAへの対応も行っている。平成12年（2000年）表でも、ソフトウェア・プロダクトの固定資本形成への計上及び社会資本に係る資本減耗引当の計上など93SNAへの対応を行ってきている。

今回の平成17年（2005年）表においては、日本標準産業分類の改訂（平成14年3月）への準拠を図っているが、作表における基本フレームに変更はない。

以下、我が国の取引基本表を作成する上で基礎的な理論を説明する。

1 産業連関表に記録される対象期間と地域的範囲

（1）対象期間

産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0と5の年を対象年次とし、その年の1月から12月までを対象期間としている。

（2）地域的範囲

産業連関表では、一定地域内で行われた財・サービスの生産活動及び取引が対象となり、我が国の表の場合は、日本国内で行われたものが対象となる（本節6（2）参照）。

2 部門分類

（1）部門分類の概念

産業連関表の「中間需要」と「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。

なお、「最終需要」と「粗付加価値」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合もある。

（2）部門分類の原則

ア 「生産活動単位」に基づく分類

部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって分類される。例えば、「事業所・企業統計調査」、「工業統計調査」等では、事業所を単位として分類されている。そのため、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって分類される。しかし、産業連関表の部門分類では、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

例えば、製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。鉄道会社が鉄道輸送とバス輸送を行っていれば、鉄道輸送活動とバス輸送活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。

このように、我が国の産業連関表は、アクティビティベースの部門分類により作成されており、このことから、「商品×商品（C×C）」の表（A表）といわれる。

（注）部門分類による表の種類には、A表のほか、次のようなものがある。

- ① 商品（C）×産業（I）表=U表
- ② 産業（I）×商品（C）表=V表
- ③ 産業（I）×産業（I）表

イ 「商品×商品」表における行・列部門の意味

産業連関表の内生部門を構成する表側の行部門は、1年間に生産された財・サービスを主に商品及び用途という側面から分類したものである。また、表頭の列部門は、それらの財・サービスについて、主に生産技術及び生産設備の面から分類したものである。

ウ 列部門と行部門の対応関係

列部門と行部門は、原則として1対1で対応する形で設定される。しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品を生産している場合や、ある産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品を生産している場合は、産出構造を示す行部門のみを商品毎に分割している。

また、プラスチック製品のように単価も用途も異なる多品種の商品が生産され、かつ、生産設備が異なるものであっても投入構造が類似している場合は、列部門をまとめている。つまり、列部門がアクティビティベース分類であり、行部門は商品分類であるといえる。

その結果、取引基本表は列部門より行部門の数が多

い縦長の表となっている。

なお、電力のように、火力、原子力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品を生産している場合は、列部門を分割し行部門をまとめている。

(3) 部門分類の基準

産業連関表の内生部門の最も詳細な分類である基本分類は、既述のように「生産活動単位」による分類を原則としている。しかし、昭和 50 年（1975 年）表からは国際連合の 68 SNAへの対応として、「生産活動主体」による分類機能をも有するものに改め、今日にいたっている。

各年次における分類の設定にあたっては、時系列比較や国際比較を重視しつつ、国内生産額の増減、技術変化等に応じて、表作成の都度、部門の新設や分割、統合、概念・定義範囲の変更等が行われている。

平成 17 年（2005 年）表の基本部門分類の設定にあたっては、次の一般基準を総合的に勘案して部門の変更等の検討を行った。

- ① 投入構造の類似性
- ② 産出構造の類似性
- ③ 国内生産額又は総需要額の大きさ
- ④ 日本標準産業分類（第 11 回改訂版）及び国際標準産業分類（第 3.1 次改訂版）等との整合性
- ⑤ 93 SNAとの対応
- ⑥ 細品目（10 桁コード）ベースでの単価の類似性
- ⑦ 時系列性
- ⑧ 推計基礎資料の整備状況

(4) 生産活動主体分類

ア 生産活動主体分類の意味

産業連関表がその取引活動を記録する財・サービスは、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」を対象としている。産業の生産活動による「商品」が主であるが、この他に主として政府及び対家計民間非営利団体から供給される以下の二つも含まれる。

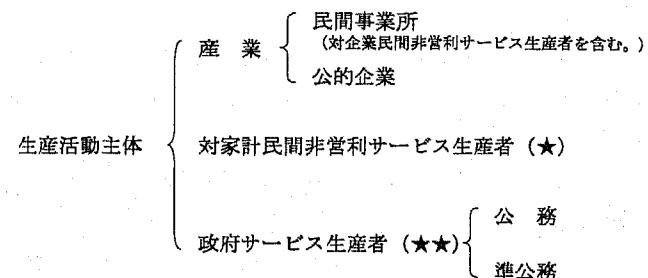
- ① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス
- ② 市場において販売されない財・サービス

産業連関表では、これらの関係を明らかにするため「生産活動主体分類」を設けている。「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に分類するものである。

この意味で、産業連関表の基本分類は、アクティビティベースの「生産活動単位に基づく分類」と、財・

サービスの生産・供給主体に基づく「生産活動主体分類」の二重の機能を有していることとなる。

なお、学校給食については、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起こすことから、産業連関表では本来実施すべき機関（教育機関）の主体分類に基づいて区分している。



（注）生産活動主体分類は、基本部門分類の名称末尾に★印を付すことによって区分する。

無印 産業

★ 対家計民間非営利サービス生産者

★★ 政府サービス生産者

イ 産業

「産業」とは、原則として①利潤の獲得を目的として、②市場において販売するための、財・サービスの生産活動を行う事業所をいい、民間事業所がその中心となる。

ただし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金がコストを完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても「産業」として取り扱う。

（ア） 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、以下の三つの要件を満たしているものをいう。これらの団体が提供するサービスは、もし、これらの団体が提供しなければ企業又は団体自らが行わなければならぬものであるため、「産業」活動によるものとして取り扱う。具体的には商工会議所や経済団体連合会等が該当する。

- a 民間企業又は団体に対して活動するもので、営利を目的としない。
- b 企業又は団体の能率あるいは収益力を高めるために、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している民間の研究機関や各種の団体（特別の法律によって設立された認可法人のうち、政府の

出資を受けない一部の認可法人を含む)。

- c 運営資金については、関連する企業グループ又は団体からの負担金や会費により運営され、かつ、これら負担金や会費が提供されたサービスに対する支払いとして取り扱っている。

(4) 公的企業

「公的企業」とは、原則として a 又は b に該当するものをいう。

- a 生産される財・サービスが、民間事業所において生産される財・サービスと同じ種類のものであること。その価格又は料金が供給される量又は質に比例しており、財・サービスの購入が購入者の自由意思に基づくこと。さらに、特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係が存在すること。

なお、政府による監督・所有関係の有無については、次の二つの基準を満たすものを政府による監督・所有関係があるものと判断する。

- (a) 政府の出資比率が 50%以上であること。なお、株式会社又は組合組織の法人については、さらに政府が過半数の議決権を有すること。
- (b) 特別の法令に基づき、政府に法人の経営方針の決定や役員の任命の権利が与えられていること。ここでいう経営方針の決定とは、主務大臣がその法人の一般的監督権限を有していること、あるいは予算や事業計画について主務大臣の認可が必要なことをいう。また、役員の任命の権利とは、特に会長、理事長、代表取締役などの法人の長について主務大臣の任命が必要とされていることをいう。
- b 上記 a に該当する政府の一部の特別会計（地方公共団体では事業会計）も「公的企業」に属するものとして扱う。

ただし、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスについては、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されている場合は、この分野に含めず「政府サービス生産者」のうちの「準公務」に分類する。

また、従来、旧 3 公社（注）については、公共企業体を株式会社として民営化し、公的規制を最小限にとどめようとする行政改革の柱の 1 つとして扱われてきたため、政府が株式を保有することについても、それは当面の措置であって、市場の状況等を勘案しながら逐次公開するとされていた（「行政改革に関する第 3 次答申－基本答申一」（昭和 57 年 7 月 30 日）第 2 部第 5 章 1）ことか

ら、この場合の政府による株式保有は、経営権の掌握を目的としたものではないと判断し、「民間事業所」として取り扱ってきた。

それに準じ、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日）により民営化を図ることとされた関西国際空港株式会社、新東京国際空港公団（現：成田国際空港株式会社）及び帝都高速度交通公社（現：東京地下鉄株式会社）も同様の取扱いとする。

（注）「公共企業体労働関係法の施行に関する法律」（昭和 24 年 5 月 19 日号外法律第 83 号）の適用を受けた①日本国有鉄道（現・北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社（略称「JR」）、②日本専売公社（現・日本たばこ産業株式会社（略称「JT」））及び③日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社（略称「NTT」））を旧 3 公社という。なお、東日本、西日本旅客鉄道株式会社及び日本たばこ産業株式会社については平成 16 年に完全民営化された。

(5) その他、産業として扱う活動等

- a それぞれの生産活動主体が、所有する持家、給与住宅については、貸家と同様に居住者から家賃を受け取っているものとみなして帰属計算を行い、「産業」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」部門）として扱う。

なお、平成 12 年（2000 年）表からは、帰属家賃分の波及効果を別掲できるようにするために、従来の「住宅賃貸料」を、本来の賃貸家賃に相当する「住宅賃貸料」と帰属計算を行った「住宅賃貸料（帰属家賃）」の 2 部門に分割している。

- b 農家、漁家が自家消費として農水産物を生産する活動は「産業」として取り扱い、原則として推計の対象とする。

ウ 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の二つの要件を満たす団体をいう。具体的には、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体等が該当する。

- (7) 償利を目的とせず、無償又は著しくコストに見合わない価格で家計に対してサービスを提供していること。
- (8) 政府による監督を受けていないこと、又は政府から主たる資金供給が行われていないこと。
「政府による監督を受けていないこと」とは以下

の2点をいずれも満たす場合以外をいう。

- a 政府の出資比率が50%以上であること。
- b 特別の法令に基づき、政府に法人の経営方針の決定や役員の任命の権利が与えられていること。

エ 政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、原則として以下のものをいう。

(ア) 政治的責任と経済的任務の遂行のため、無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供する政府機関、あるいは、特殊法人及び独立行政法人等。

(イ) 無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供している非常利団体のうち、政府による監督が行われ、かつ、政府から主たる資金供給が行われているもの。さらに、その業務内容が政府の国家的政策の実現という明らかに公的性格を帯びたものであり、政府自身の活動と同一視しうるもの。ここで扱う「政府サービス生産者」の活動には、大きく分けて次の二つがある。

- a 行政、防衛など、政府又は特殊法人及び独立行政法人等のみによって提供され、一般的な税制や他の収入によって賄われている社会的に共通なサービス（集合的サービス）。
- b 教育、保健衛生など、その使用料に応じて料金を徴収することも可能であるが、社会的、政治的目的のため、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるサービス（個別的服务）。

なお、産業連関表では分析の用に供するため、「政府サービス生産者」を下記の要件によって「公務」及び「準公務」に区分し、「公務」をさらに「公務（中央）」と「公務（地方）」に分類している。

【公務】「産業」部門に類似のサービスを提供する部門や対応する部門がなく、政府が直接に行う活動又は特殊法人及び独立行政法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】「産業」部門に類似のサービスを提供する部門が存在するが、社会的、公共的サービスの提供という観点から、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接に行う活動又は特殊法人及び独立行政法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

(5) 分類の種類及び分類コード

ア 分類の構成

産業連関表の部門分類は「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合小分類」、「統合中分類」及び「統合大分類」から構成される。

イ 基本分類(6桁分類、7桁分類)及び細品目分類(10桁品目)

「基本分類」は、各生産活動主体及びそこから供給される財・サービスの種類、用途、生産技術等に即して最も詳細に分類された公表用の部門分類である。基本分類は、列部門を6桁、行部門を7桁のコード番号で表す。基本分類のさらに詳細な分類として細品目(10桁品目)(注)があり、部門別国内生産額の推計の基礎となっている。

投入・产出額の推計及び計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行っている。一般的には、基本分類の部門は生産活動単位毎に細かく分類すればするほど精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。

(注) 細品目(10桁品目)

国内生産額の推計にあたっては、その推計に用いられる基礎統計(サービス業基本統計、工業統計調査、各種動態統計調査など)に基づき、可能な限り詳細なアクティビティ別の分類により生産額を推計する。アクティビティ別の生産額を行部門別、列部門別に積み上げることによって基本分類ベースの国内生産額を計算している。

この生産額推計の最小単位の分類が「細品目」であり、国内生産額表において10桁のコード番号を付して表されている。この細品目は基本分類の内訳構成費目であり、産業連関表で捕捉される最小のアクティビティベースの分類といえる。

一般的に、細品目が多いほど投入額、产出額の推計及び調整段階での作業を容易に行うことが出来るといわれている。

ウ 統合小分類(4桁分類)

投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類であり、日本標準産業分類及び国際標準産業分類のいわゆる4桁分類に対応できるように設定している。

エ 統合中分類及び統合大分類

統合中分類は、通常の産業連関分析ニーズに対応可能な分類として設定したものである。この統合中分類による取引基本表を速報として公表する。

統合大分類は簡易な産業連関分析用に作成された表である。また、この他に産業連関表の説明用(ひ

な型) の 13 部門表もある。

なお、統合中分類及び統合大分類のコード番号は基本分類コードと対応していない。

オ 取引基本表の表し方

取引基本表は、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。例えば、平成 17 年(2005 年) 表の基本分類による取引基本表は、「520×407 部門表」のように表す。

なお、190×190 部門表のように行及び列の部門数が同じ場合には、その共通部門数をもって「190 部門表」と表す。

カ 部門分類コード

基本分類に付されている部門コードについては、最近では昭和 60 年(1985 年) 表作成時に内生部門コードの全面的な改定を行った。

部門分類コードの意味づけは以下の五つなどである(第 4-1 図参照)。

- ① 上 2 衔で業種を表す。
- ② 上 4 衔を統合小分類とする。
- ③ 5~6 衔目を列コード用、7 衔目を行コード用とし、原則として連番を付す。
- ④ 「その他の〇〇」部門は原則として 5~6 衔を 09 とする。
- ⑤ 修理部門は原則として 5~6 衔を 10 とする。

第 4-1 図 基本部門コードと統合小分類コード

1	2	3	4		5	6	7
○	○	○	○	-	○	○	○

← 業種 →

← 統合小分類 →

← 基本分類(列)(6 衔) →

← 基本分類(行)(7 衔) →

キ 特殊分類コード

特殊な扱いをしている部門(本節 9 参照)のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃について、利用者の便宜に供するため、基本分類の 6 衔及び 7 衔コードの後ろに次のような特殊分類コードを付す(「2付き」、「3付き」等と呼ぶ)。

<特殊分類コード>

- ・ 屑投入 2
- ・ 屑発生 3
- ・ 副産物投入 4
- ・ 副産物発生 5

- ・ 商業マージン 6

- ・ 国内貨物運賃 7

(6) 外生部門の分類

産業連関表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、国民経済計算にはほぼ対応している。

ア 最終需要部門

産業連関表の国内最終需要部門は、「家計外消費支出」を除けば国民経済計算における国内総生産(支出側)にほぼ対応するものであり、第 4-1 表のうち、輸出、輸入を除く部分のように、国民経済計算に対応する形で設定する。

輸出及び輸入については、国民概念から国内概念への転換及び国民経済計算の需要項目に対応した産業連関表の再編・加工を容易に行うことができるよう分類する。

イ 粗付加価値部門

産業連関表の粗付加価値部門は、「家計外消費支出」を除けば、国民経済計算における国内総生産(生産側)にほぼ対応するものであり、第 4-2 表のように国民経済計算に対応する形で設定する。

ウ 家計外消費支出

家計外消費支出は端的に言えば「企業消費」ともいべきものである。

最終需要部門の家計外消費支出(列)には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を財・サービス別に計上する。

また、粗付加価値部門の家計外消費支出(行)は、各生産部門(つまり列部門)が宿泊・日当、交際費及び福利厚生費としてどれだけ支出したかを計上し、家計外消費支出の行及び列の合計は一致する。

国民経済計算での取扱いは、企業が生産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、これを外生部門(粗付加価値及び最終需要)に含めていない。しかし、産業連関表では、これは営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計外消費支出部門に対し現物の形で移転されたものとして、これを外生部門に位置づける。

なお、家計外消費支出を外生化することにより投入係数が一層安定的になる。

第4-1表 産業連関表と国民経済計算との対応（最終需要部門）

産業連関表	国民経済計算（内閣府）
家計外消費支出（列）	（内生部門に格付けされている）
民間消費支出	民間最終消費支出
家計消費支出	家計最終消費支出
対家計民間非営利団体消費支出	対家計民間非営利団体消費支出
一般政府消費支出	政府最終消費支出
中央政府集合の消費支出	中央政府集合消費支出
中央政府集合の消費支出（社会资本等減耗分）	中央政府個別消費支出
中央政府個別の消費支出	地方政府集合消費支出
中央政府個別の消費支出（社会资本等減耗分）	地方政府個別消費支出
地方政府集合の消費支出	地方政府集合消費支出
地方政府集合の消費支出（社会资本等減耗分）	地方政府個別消費支出
地方政府個別の消費支出	地方政府個別消費支出
地方政府個別の消費支出（社会资本等減耗分）	地方政府個別消費支出
国内総固定資本形成（公的）	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府 企業設備 住宅
国内総固定資本形成（民間）	民間 企業設備 住宅
在庫純増	在庫品増加 民間企業 公的企业 一般政府
輸出	財貨・サービスの輸出 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 （再掲）直接購入
輸出（普通貿易）	
輸出（特殊貿易）	
輸出（直接購入）	
（控除）輸入	財貨・サービスの輸入 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 （再掲）直接購入
輸入（普通貿易）	
輸入（特殊貿易）	
輸入（直接購入）	
（控除）関税	[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている]
（控除）輸入品商品税	[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている]

(注) 1 産業連関表の□内は、統合大分類に対応する最終需要の項目である。

2 国民経済計算の「財貨」と産業連関表の「財」は同概念である。

第4-2表 産業連関表と国民経済計算との対応（粗付加価値部門）

産業連関表	国民経済計算（内閣府）
家計外消費支出（行）	（内生部門に格付けされている）
宿泊・日当	
交際費	
福利厚生費	
雇用者所得	雇用者報酬
賃金・俸給	賃金・俸給
社会保険料（雇用主負担）	雇主の現実社会負担
その他の給与及び手当	雇主の帰属社会負担
営業余剰	営業余剰・混合所得
資本減耗引当	固定資本減耗
資本減耗引当	
資本減耗引当（社会资本等減耗分）	
間接税（除関税・輸入品商品税）	生産・輸入品に課される税
（控除）経常補助金	（控除）補助金

(注) 1 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（内閣府）では「賃金・俸給」として計上されている。

2 産業連関表の□内は、統合大分類に対応する粗付加価値の項目である。

3 取引活動の記録の時点

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義（Accrual basis）」による。発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点を記録時点として適用することをいう。発生主義に対して「現金主義（Cash basis）」があるが、これは、所得の受取や支払いが実際に行われた時点を記録時点として適用する方法である。生産活動に伴う所得の発生と分配、支払いまでの経済の流れは、通常、タイムラグを生ずるので、現金主義で記録すると産業連関表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計との一致）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると二面等価は常に達成されることとなる。各取引活動の記録の時点は具体的には次のとおりである。

- ① 財・サービスの生産活動については、財は対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは対象年次中に提供されたものが対象になる。
- ② 中間生産物の取引は、その中間生産物が各部門において現実に消費された時点をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間取引額として計上する。
- ③ 最終需要部門への産出のうち、「消費支出」（家計外消費支出、民間消費支出及び一般政府消費支出）は、対象となった財の引渡しが遅延した場合であっても一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。
- ④ 「国内総固定資本形成」はその資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」は生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することとなつた時点をもって、それぞれ記録する。
- ⑤ 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」は、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。
- ⑥ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）は、最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫として国内生産額に計上する。当該長期生産物の完成品の生産額は、「完成品の額－前年までの半製品・仕掛品の額」である。自己勘定（自家用に使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を国内生産額として「国内総固定資本形成」に計上する。なお、動植物の育成長についても自己勘定の考え方と同様であり、資本用役を提供するもの（役畜用、種付用、競走用、羊毛用、果樹、桑、茶等）については「国内総固定資本形成」に、それ以外の専門的生産者の育成

成長分は「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。

- ⑦ 生産期間が1年を超えるサービスは、サービスの提供（生産の完了）をもって生産額として計上するため、在庫は存在しない。

4 金額による評価

産業連関表の取引基本表は1年間に行われた財・サービスの取引実態を記録したものであるが、個々の取引活動の大きさは「金額」をもって示す。

各財にはそれぞれ固有の数量単位がある。これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは固有の数量単位を持たず、また、財であっても、いくつかの細品目から構成される部門では同一部門（行）に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であり同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては「金額」を共通の尺度として各取引活動の大きさを評価する。

なお、取引基本表がこのように金額のみの表示となっていることをできる限り補うため、一部の財について、別途付帯表として「物量表」を作成する。

5 取引基本表の基本的構造

（1）部門分類と表の基本フレーム

ア 部門分類の違いによる表の種類

取引基本表の分類を商品（アクティビティ）ベースにするか、産業（事業所）ベースにするかで、表の種類はA表のほか、U表、V表及びI×I表がある。

諸外国においては、68 S N Aに基づき「商品（行）×産業（列）表=U表（産業別商品投入表）」と「産業（行）×商品（列）表=V表（産業別商品産出表）」の二つを作成し、さらに、この二つの表から産業技術仮定（注1）又は商品技術仮定（注2）のいずれかの仮定を置いて間接的に「商品（行）×商品（列）表=A表（又はC表という。）」を作成している国がある。一方、我が国のように直接A表を作成している国もある（我が国では昭和26年の試算表以来、直接A表を作成）。

（注1）産業技術仮定：同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を持つと仮定する。具体的には、商品別付加価値額の推計に

おいて、A産業で生産された商品にはすべてA産業の付加価値率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の付加価値率を適用して、産業別・商品別付加価値額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の付加価値額を算出する。

(注2) 商品技術仮定；どの産業で生産されても、同一の商品であれば同一の生産技術構造を持つと仮定する。具体的には、商品別付加価値額の推計において、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の生産額を計算し、a商品にはそれを主産物とするA産業、b商品にはそれを主産物とするB産業の付加価値率を適用して商品別付加価値額を推計する。

イ 商品×商品表（A表）の意味

我が国の産業連関表は商品×商品表（A表）（本節2(2)参照）である。しかし、同一のアクティビティから生産される商品であっても、用途や単価が大きく異なる場合は行部門のみ分割する（例えば、石油精製はアクティビティ（列）は一つであるが、商品（行）はガソリン、灯油、軽油、重油等に分かれること）。したがって、「商品（行）×アクティビティ（列）表」という性格を有する。

また、付加価値額についても、工業統計調査やサービス業基本統計を推計基礎資料とする製造工業品やサービス商品等については、付加価値の第1次推計に当たり産業別の情報しか得られないため、産業技術仮定によって商品別の付加価値額を推計する。つまり、これらの分野の財・サービスについては、厳密な意味での商品ベースでの付加価値推計が行われていないことを意味している。

(2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

ア 価格の評価方法

取引基本表は個々の取引が金額によって記録されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって、生産額も取引額も変化することになるからである。

実体経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的又は時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。例えば、北海道で生産されたa製品と関東で生産されたa製品では価格が異なるかもしれない。また、同じ会社の製品でも需要期か非需要期かで、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで価格が異なるかもしれない。

このような場合、取引基本表に記述する個々の取引を各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも取

引先や取引形態にかかわらず单一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」という。

一般に価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

- (ア) 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
(イ) 「実際価格」によるか「統一価格」によるか
この二つの考え方を組み合わせることによって、次の4通りの価格評価ができる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

我が国では、このうち「①実際価格による生産者価格評価」と「②実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者による取引基本表を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼ぶ。なお、統一価格による評価方法は採用しない。

また、付加価値税（消費税）の記録方式には、すべての付加価値税を含めるグロス方式と控除できる付加価値税を含めないネット方式の2方式がある。我が国産業連関表では、統計資料の制約からグロス方式を採用する。

イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

(ア) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、個々の取引額に流通経費、すなわち商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか、いかないかである（第4-2図参照）。

我が国の取引基本表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両者を作成する。生産者価格評価表では、個々の取引を生産者の「出荷価格」で記録する。購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の部門（列）と商業（行）及び運輸業（行）部門との交点に一括計上する。

また、購入者価格評価表では商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、商業及び運輸業の行部門には「コスト商業」並びに「旅客運賃額」及び「コスト運賃」（本節9(2)参照）のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は商業及び運輸業の行部門には計上されないことになる。

なお、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる広義のサービス関係の部門（建設、電力及びいわゆる第3次産業等）の取引額は、本来生産者価

格と購入者価格は同額となる。

ただし、「7331-011 ソフトウェア業」、「7351-011 映像情報制作・配給業」、「7351-021 新聞」、「7351-031 出版」、「8519-099 その他の対事業所サービス」、「8619-011 写真業」及び「9000-000 分類不明」については、商業マージン及び国内貨物運賃の対象としたため、生産者価格と購入者価格が同額とは限らない。

(4) 利用上の特徴

生産者価格評価表と購入者価格評価表について、利用上の観点からみればそれぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。また、国民経済計算における他の勘定（所得支出勘定、国民貸借対照表等）との比較の面で利便性がある。

一方、商業マージン及び国内貨物運賃の額は財・サービスごとに異なり、また、同一の財・サービスであっても取引形態の相違によって異なることが多いなど不安定であるため、通常の産業連関分析では、できるだけ物量に近い安定的な投入係数（技術係数としての投入係数）を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が利便性がある。

ウ 基本価格

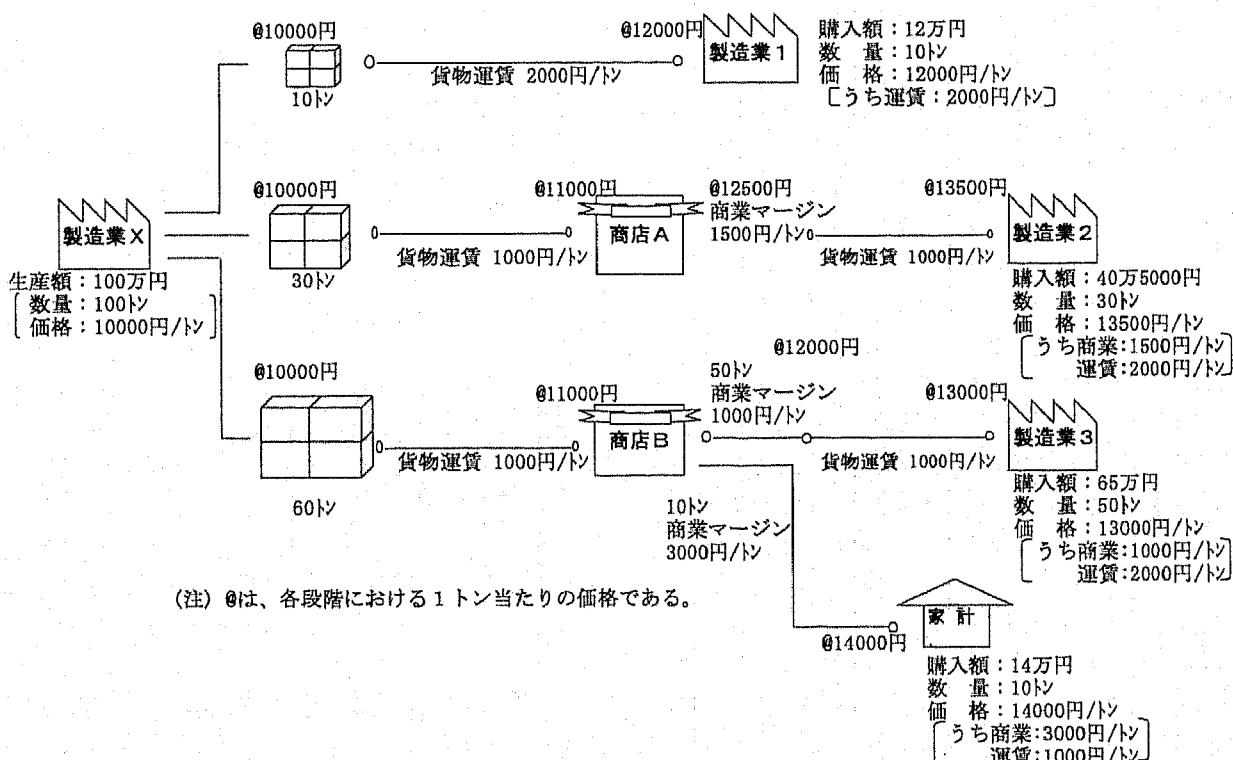
生産者価格から商品税（消費税、たばこ税、酒税などの間接税）を差し引き、受け取る補助金を加えた価格を「基本価格」という。この基本価格によって各取引の大きさを評価することが、68SNAにおいて提唱されている。

これは、各取引額に商品税を含めると税率そのものが必ずしも安定的ではなく、また、例えば購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあるためである。さらに、同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化するなど、人為的な要因によって投入係数が左右されるためである。

我が国においては、昭和45年（1970年）表の作成に際して、付帯表として「商品税免除マトリックス」の作成を検討したが、地方の商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯がある。その後は基本価格の取り扱いについては検討されていない（消費税の取り扱いについては本節5(4)参照）。

第4-2図 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ 一仮設例一



② 生産者価格評価表（ひな型）

単位：千円

		中間需要			最終需要		需要合計 (控除)	輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	消費	投資			
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1000
	商業	0	45	50	0	30	0	0	125
	運輸	20	60	100	0	10	0	0	190
粗付加価値									
国内生産額									

(注) 第4-2図①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表（ひな型）

単位：千円

		中間需要			最終需要		需要合計 控除	輸入	商 業マージン	貨物 運賃	国内 生産額		
		製造業1	製造業2	製造業3	消費	投資							
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1315	0	-125	-190	1000
	商業	$\begin{bmatrix} 100 \\ 300 \\ +20 \end{bmatrix}$	$\begin{bmatrix} 0 \\ 45 \\ +60 \end{bmatrix}$	$\begin{bmatrix} 500 \\ +50 \\ +100 \end{bmatrix}$		$\begin{bmatrix} 100 \\ +30 \\ +10 \end{bmatrix}$							
	運輸	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125	
粗付加価値													
国内生産額													

(注) 第4-2図①の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額を計上している。

(3) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型表と非競争輸入型表

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財については、国産品と輸入品との区別を行わず、全く同じ取扱いをするものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型表」という。

これに対し、全く同じ種類の財であっても、国産品と輸入品とを区別して取り扱う方式によるものを「非競争輸入型表」という。

イ 我が国の表形式 競争輸入型表、正確には「競争・非競争混合輸入型表」

我が国の取引基本表は、原則として国産品の投入・産出と輸入品の投入・産出をまとめて計上する「競争輸入型表」である。しかし、各取引額には、輸入額が内数として別掲されているので、容易に「非競争輸入型表」に展開することができる。

また、我が国の産業連関表は、素材、大豆等の重要な輸入品について、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、我が国の取引基本表は、正確には、「競争・非競争混合輸入型表」ということができる。

「競争輸入型表」、「非競争輸入型表」及び「競争・非競争混合輸入型表」の表形式は、第4-3図のとおりである。

第4-3図 競争輸入型表及び非競争輸入型表

① 完全競争輸入型表（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)輸入	国内生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加価値	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

（注）粗付加価値部門及び輸出を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計値である。

② 競争・非競争混合輸入型（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)輸入	国内生産額
A(輸入)	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加価値	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

（注）商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計が計上されている。

③ 完全非競争輸入型（基本型）（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)輸入	国内生産額
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	50
国産	B	10	10	30	10	20	10	10	100
国産	C	5	10	5	40	30	30	40	0
国産	D	5	5	15	15	55	25	30	0
輸入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100
輸入	B	10	0	20	0	0	5	0	-35
輸入	C	0	0	0	10	30	10	0	-50
輸入	D	0	0	5	0	15	5	0	-25
粗付加価値	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

（注）我が国においては、「輸入」の部分が付帯表（輸入表）として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型表の取引基本表を作成することも可能となっている。

④ 非競争輸入型（簡略型）（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)輸入	国内生産額
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	50
国産	B	10	10	30	10	20	10	10	100
国産	C	5	10	5	40	30	30	40	0
国産	D	5	5	15	15	55	25	30	0
輸入		15	50	35	40	50	20	0	-210
粗付加価値	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

（注）輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計値のみを示したものである。

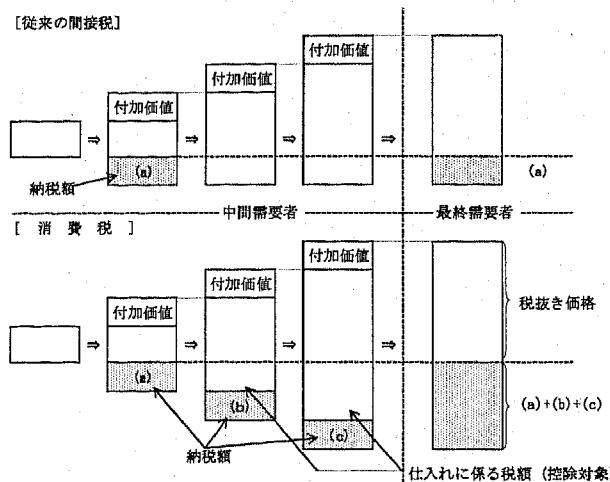
（4）消費税（付加価値税）の扱いと表形式

ア 消費税の性格

消費税は、第4-4図のとおり従来の物品税等のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税とは異なり、原則として、国内において行われる財及びサービスのすべての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であると言われている。しかも中間取引段階において税が累積しないよう仕入れに係る税額が控除される。

産業連関表において、従来の間接税は、課税額（=納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別なく税込みの価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示されていた。ところが、消費税は、中間需要部門における取引については、原則として、購入側（投入側）において仕入れに係る税額が控除される。産業連関表では、中間投入額は、結果としてネット価格（控除可能な税を除いた価格）で評価されることとなり、一般的にはこれに即した表示が必要とされると考えられる。

第4-4図 従来の間接税と消費税の違い



イ 消費税の表章形式

消費税の表章形式は、第4-5図のようなものがある。

(1) グロス表

実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて作成される表を「グロス表」(又は「税込み表」という。税の記述をみると、内生部門に含まれる税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、実際は累積排除のため購入側(投入側)において控除されているにもかかわらず投入金額に含まれている(第4-5図①グロス表の例参照)。

(2) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量に変化がないのに取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える税は、投入係数の安定性を目指す産業連関表においては取り除く必要がある。このため、すべての取引において、取引金額に占める税額を完全に取り除いて作成される表を「税抜き表」という(第4-5図②税抜き表の例参照)。

第4-5図 消費税の表章形式(ひな型)

① グロス表の例

		中間需要					中間需要計	最終需要				国内生産額
		A	B	C	D	E		消費	投資	輸出	輸入	
中間投入	A	840					840				-210	630
	B		945				945			100		1,045
	C			1,050			1,050		105	200		1,355
	D	105					105	210	840	315	400	1,765
	E			105	105		210	420	105			735
中間投入計		105	840	1,050	1,155	105	3,255	1,260	525	700	-210	5,530
付加価値		500	200	300	600	600	2,200					
納税額		25	5	5	10	30	75					
国内生産額		630	1,045	1,355	1,765	735	5,530					

- (注) 1 免税となる輸出を除き、すべての取引において5%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。
 2 実際の産業連関表では、輸出免税のほかに、非課税取引の部門等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き $\times 1.05 =$ 税込み(グロス)とはならない。

② 税抜き表の例

		中間需要					中間需要計	最終需要				国内生産額
		A	B	C	D	E		消費	投資	輸出	輸入	
中間投入	A	800					800				-200	600
	B		900				900			100		1,000
	C			1,000			1,000		100	200		1,300
	D	100					100	200	800	300	400	1,700
	E			100	100		200	400	100			700
中間投入計		100	800	1,000	1,100	100	3,100	1,200	500	700	-200	5,300
付加価値		500	200	300	600	600	2,200					
国内生産額		600	1,000	1,300	1,700	700	5,300					

- (注) 本表は、「グロス表」から「消費税」を完全に除いたものである。

6 国内生産額

(1) コントロール・トータルズ (CT)

部門別の国内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、第1に推計される計数であり、基本的には当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測する。また、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の行う活動については、その経費の積み上げをもって生産額を計測している。

部門別の国内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値である。産業連関表の推計作業は国内生産額を確定した上で、その内訳として投入額及び産出額の推計を行う。そのため、これに誤りがあると他部門の投入・産出にまで影響し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で、国内生産額はコントロール・トータルズ (Control Totals)、略して CTとも言われている。

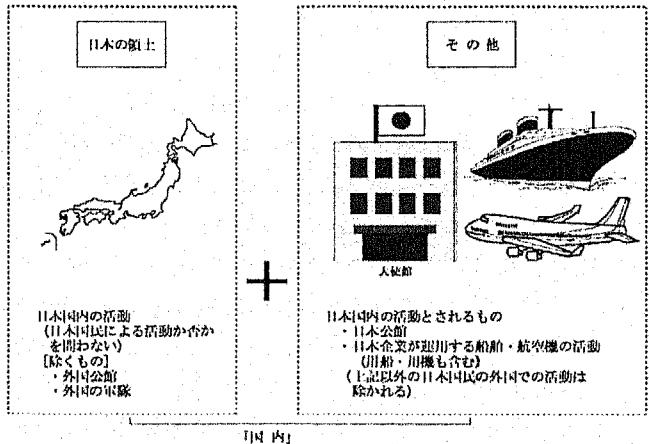
(2) 国内概念

産業連関表の記録の対象は、一定期間内（通常1～12月の1年間）に生産された中間生産物を含むすべての財・サービスであり、その生産の範囲はいわゆる「国内概念」によって規定される。

「国内」とは、「ある国の領土からその国に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館、軍隊等を加えたもの」と定義される。産業連関表の把握対象は、我が国「国内」において行われた生産活動に限定される。

例えば、我が国において行われた外国籍企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除かれる。また、我が国の在外公館の活動は含まれるが、我が国に所在する外国公館や米国の軍隊等の活動は含まれない（第4-6図参照）。

第4-6図 産業連関表における国内の範囲



なお、「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。「国民概念」とは、当該国の居住者主体を対象とする概念であり、当該国人所在する法人及び居住者たる個人を指す。居住者たる個人とは、当該領土内に1年以上の期間居住する全ての個人をいい、国籍は問わない。一方、国外に1年以上居住する個人は非居住者とされる。

(3) 非営利活動による財・サービス

財・サービスは、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供する財・サービスのように無償又は著しくコストに見合わない価格で提供される財・サービスがある。

産業連関表は、このような政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供する財・サービスを含み、その国内生産額は原則として生産に必要な経費をもって計測している。

(4) 国内生産額の重複計算

ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、基礎統計から商品又はアクティビティ（生産活動単位）別に詳細に作成された細品目（約3,600）ごとに国内生産額を推計する。次に、これを基本分類部門ごとに積み上げて各部門の国内生産額を推計する。

このため、同一基本分類部門内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は重複して計上される。

なお、生産額の重複は細品目を生産工程ごとに細かく分類すればするほど大きくなる。

国内生産額の重複計算の例

基本分類：3251-011 民生用エアコンディショナ

（細品目）

民生用エアコンディショナの部分品等 1,182 億円

民生用エアコンディショナ（完成品） 7,717 億円

（注）部分品を組み立てて完成品を生産したとすると、上記例の場合、8,899億円の完成品の中には1,182億円の部分品が含まれ、基本分類ベースでみるとこの分が重複計算となる。

イ 基本分類を統合した場合の重複

自動車の国内生産額は、完成品、車体及びエンジン等の部品がそれぞれ別の基本分類で推計されているが、完成品として扱う自動車の生産額には原材料としての自動車部品等の生産額が含まれているので、それ

らの部分が重複して計上されることとなる。

このように、生産額の重複計上は、各部門ごとにみれば、部門分類を統合すればするほどその重複の度合いが高まる。しかし、基本分類を統合した場合、生産額の重複は同一産業の行と列の交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって産業全体としての生産額が変化する訳ではない。

(5) 自家消費の扱い

一貫工程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として生産額の記述の対象としない。ただし、一貫工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても投入・产出構造が異なる場合には、原則としてそれぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上する。

しかし、実際の推計に当たり、工業統計調査などのように出荷ベースの統計によって各細品目ごとの国内生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がない(出荷されないので統計に計上されない)ため、結果として国内生産額には含まれないこととなる。このように、自家生産・自家消費品については利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

また、家計における自家生産・自家消費品については農家・漁家の自家消費分のみを計上する。

(6) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物が自社生産であるか受託生産であるかにかかわらず、当該部門に生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。

しかし、国内生産額推計の基礎資料として工業統計調査を利用している部門では、受託側の産業に計上される生産額は原材料等を含まない「加工賃収入」のみである。

一方、非製造業の委託主としては、商社、百貨店などが多いため、これら卸・小売業の生産額は「売上高-仕入高=マージン額」であり、その中間投入に委託生産のための購入材料費は計上しない。

その結果、何らの処理を行わないとすれば、原材料生産部門では商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託生産分については、原材料費等を含んだ生産額を次式のとおり、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗じて算出した。

$$\text{生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

(7) 国内生産の価格評価

「生産者価格評価表」における国内生産額の価格は「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・产出額もこの価格に基づいている。具体的には次のとおりである。

- ① 製造工業品等は生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税を含み、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上する。
- ② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の国内生産額に計上する。
- ③ 中古品の取扱いに関しては、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上する(本節9(2)参照)。
- ④ 事業所の区域が明確にならない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。なお、市場までの運賃は「コスト運賃」として処理する(本節9(2)参照)。
- ⑤ 土地の取引に関しては、土地取得の費用は計上せず、仲介手数料や造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する。
- ⑥ 屑及び副産物の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理する。したがって「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は国内生産額としては計上しない(本節9(3)参照)。
- ⑦ 再生資源回収・加工処理の取扱いに関しては、平成12年表では「再生資源回収・加工処理」部門を新設したことにより発生した屑・副産物と同額を該当部門に産出し、さらに当該部門から回収・加工処理に係る経費を付加した額を該当部門を迂回して各投入部門に産出した。このため、屑・副産物に関しては、「再生資源回収・加工処理」部門の国内生産額に計上している。平成17年表においては、「再生資源回収・加工処理」部門に「屑・副産物」を投入せず経費だけを国内生産額とする(本節9(4)参照)。
- ⑧ 間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は商業の生産額に含む(ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理することとする)。

- なお、消費税は価格評価に含める。
- ⑨ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は市中の製品価格を基準とする。
 - ⑩ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。
 - ⑪ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。サービスは、ソフトウェア業、映像情報制作・配給業、新聞、出版、その他の対事業所サービス及び写真業を除き、原則として生産者価格と購入者価格が同額となる。
 - ⑫ 帰属計算を行う金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額評価は帰属計算による額とする（本節9(5)参照）。
 - ⑬ 政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額によるものとする。

7 中間需要と最終需要の取引の計上方法

(1) 中間需要部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には各部門間で行われた財・サービスの取引額を表している。ただし、内生部門に計上された取引額は、正確にはその年に必要とされた財・サービスの「消費額」を意味しており、その年に行われた取引額（購入額）がそのまま計上されるのではない。

(2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、以下の場合を除き、どの部門が購入した場合でも内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。

除かれるものは、機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもの（機械組込）、建設部門がその建設活動の中間材として購入した場合（建設迂回）、土木工事の工事費の内訳として扱われる財（土木迂回）、鋼船に組み込まれた機械（造船迂回）や自衛隊が購入した武器などである。

どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途付帯表として作成する「固定資本マトリックス」によって明らかにしている。

なお、各列部門の減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減価分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

（注）「機械組込」：通常いうところの資本財であるが、機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもので、新たな別の機械の

一部となっているものをいう。

「建設迂回」：建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財が、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

「土木迂回」：橋梁や水門のように、資本財ではあるが施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合が該当する。

「造船迂回」：船舶に組み込まれたボイラや通信機械などの資本財が該当する。

(3) 在庫

在庫は、産業連関表において「在庫純増」として取り扱っている。

「在庫純増」とは、対象年次（たとえば平成17年）末の在庫から対象年次の前年末（たとえば平成16年末）の在庫を差し引いた在庫の変動分（対象年次末残高－対象年次の前年末残高）をいう。

- ① 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産事業者で生産された製品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかつた製品を計上する（第4-7図中①）。
- ② 「半製品・仕掛け品在庫純増」には、生産事業者において対象年次の生産活動で生産された半製品・仕掛け品に係るものを計上する（第4-7図中②）。
- ③ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかつたものを計上するが、この場合、その原材料を購入した産業（行）部門との交点に計上するのではなく、その商品の属する行部門との交点に計上する（第4-7図中③及び④）。
- ④ 「流通在庫純増」には、卸売・小売業が仕入れた商品のうち、販売されなかつたものを計上する（第4-7図中⑤及び⑥）。

輸入された商品が在庫となるのは「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

このように、在庫増減については、在庫の記述対象となる商品の属する行部門と各在庫純増列部門との交点に計上することとなる。

第4-7図「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を卸売経由で購入し、加工して木製家具を生産する中での「在庫純増」発生例

			中間需要		最終需要		
					在庫純増		
中間投入	素材	国産			⑤	③	
	輸入	—	—	—	⑥	④	
	木製家具		①	②			

- 「木製家具製造業」における原材料在庫の純増は、「素材」行と「原材料在庫純増」との交点に計上する(③、④)。
- 「卸売業者」における流通在庫の純増は、「素材」行と「流通在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。

8 輸出及び輸入の価格評価

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は、本船渡しのFOB(Free on Board)価格(商業マージン及び国内貨物運賃込みの価格)で評価する。

推計資料に用いている貿易統計(財務省)は、普通貿易の輸出品が本船渡しのFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF(Cost Insurance and Freight)価格で評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品の取引額は、CIF価格に関税及び輸入品商品税を加えたものが計上されている。

(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財の取引額については、国際収支表等から推計している。

9 特殊な扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、産業連関分析や表作成の都合上、特殊な扱いをしている部門がある。

(1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

取引基本表は部門間の取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるもののが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係は非常に分かりにくいものとなる。

例えば、第4-8図のように、A部門が生産した商品100について、商業を経由してB部門が購入した場合の商品の取引の流れをみると、

- まず、A部門から運輸を経由(運賃:10)して商業に販売される。
- 商業の購入価格は110である。
- 次に、商業はマージン(マージン:20)を加えた上で、再び運輸を経由(運賃:10)してB部門に販売される。
- B部門の購入価格は140である。

このような取引過程をそのまま記録すると、第4-8図の①のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難になってしまう。

よって、産業連関表では、商業・運輸部門を経由することなく部門間(例えばA部門とB部門)の直接取引が行われたように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要先別に一括計上している。具体的には、生産者価格評価表では、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の部門(B)と商業及び運輸の交点にそれぞれ一括計上する。

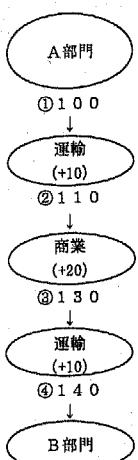
(2) コスト商業とコスト運賃

上記(1)のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動がある。これらの経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれにおいても、「コスト商業」及び「コスト運賃」とよばれ、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

第4-8図 商業及び運輸部門の取扱い

(取引の流れ)

① そのまま表示した場合



	A	B	商業 運輸	最終需要	國内生産額
A			100		
B					
商業			130		
運輸			10	10	
粗付加価値額					
國内生産額					

商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には商業及び運輸活動による付加価値20単位及び10単位の計30単位が付加された別種の商品Aであることになる。

② 実際の表示方法(生産者価格評価表)

	A	B	商業 運輸	最終需要	國内生産額
A			100		
B					
商業			20		
運輸			20		
粗付加価値額					
國内生産額					

「購入者価格評価表」では、列Bと行Aの交点は140になり、Bと商業及び運輸との交点は、コスト商業、コスト運輸を除き0になる。

ア コスト商業

(7) 輸入商品はCIF価格で評価されるが、商品の輸入業務に関連して外国商社の代理店から提供されるサービスはCIF価格に含まれず、サービスの対価として代理店へ支払われる手数料として扱われる。このような支払いは、商業の輸入として「特殊貿易(輸入)」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先(列部門)を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

(注) 外国商社の代理店からのサービスの提供は、国際収支表では「その他貿易関連サービス」に代理店手数料の支払いとして計上されている。

(イ) 中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。

具体的には、家計における中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。この場合、中古品

自体は当期の生産物ではないので産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であるため、その取引マージンのみを計上する(第4-9図)。

第4-9図 家計が新車又は中古車を購入した場合の例

① 新車 [本体価格=250万円
商業マージン=50万円
購入者価格=300万円]

家計消費	
自動車	250
商業	50

特殊コードは0が付く

② 中古車 [本体価格=150万円
商業マージン=50万円
購入者価格=200万円]

家計消費	
自動車	
商業	50

特殊コードは付かない

イ コスト運賃

(7) 生産工程の一環として行われる輸送活動(つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動)に伴う経費

- a 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用。
- b 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用。
- c 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用。

(イ) 引越し荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、靈きゅう、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物・廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理(輸送業者への支払)は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

引越し荷物、旅行手小荷物については、部門間の取引を伴う(運賃を発生させる)ものではなく、引越しや

旅行者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越者や旅行者のコスト運賃となる。

中古品の扱いについては、コスト商業と同様に考える。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれ。産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となるが、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅なり友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気記録物の受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

(3) 屑及び副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに、必然的に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは処理経費がかかることにより負荷財）に分けられる。対象とするのは、有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成していることから、原則として一つの部門には一つの生産物を対応させる必要がある。そのため、屑及び副産物については特殊な扱いが必要となる。

その取扱い方式として、

- ① 一括方式
- ② トランプラー方式
- ③ マイナス投入方式（ストーン方式）
- ④ 分離方式

の4つの方法がある。我が国では、原則として、「マイナス投入方式」によって処理し、「一括方式」及び「トランプラー方式」も部分的に採用している。

以下、4つの方式について、「石油化学部門が主生産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合」を例として、その表章方法を説明する（第4-10図）。

ア 一括方式

主生産物の合成樹脂原料と副産物のLPGとを区別せずに、一括して、石油化学部門の生産額を、樹脂原料(100) + LPG(10) = 110として計上する考え方である。家計部門に販売されたLPG(10)は、表上

は、石油化学の販売として記録される。

石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」、果実部門の「果樹の植物成長」等が一括方式によって処理されている。

イ トランプラー方式

石油化学部門の副産物であるLPG(10)を、いったんLPG部門に産出し（トランプラー）、LPG部門を経由して家計消費に産出させる方式である。

石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上されることとなる。

この方式は、分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要は、LPGに対して影響を及ぼさないが、LPGに対する需要は、石油化学部門の生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。

我が国の取引基本表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの扱いとなっている。

ウ マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式では、石油化学部門の生産は合成樹脂原料の(100)であるが、副産物として発生したLPG(10)を、LPG部門からマイナス投入（つまり販売）したこととする。LPG部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）である石油化学部門にマイナス、消費部門（列）である家計消費部門にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は相殺されてゼロになる。

この方式では、石油化学部門で発生したLPGは、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないととなる。この方式は、提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われている。この表形式をとると、「屑・副産物」別に発生源と投入先を捉えることが可能となる。

また、分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要はLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなるが、LPGに対する需要は、石油化学部門の副産物のLPGではなく、専業のLPGに対する需要分のみが波及計算の対象となり、石油化学の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

この方式によれば、副産物としてのLPGが専業としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、樹脂原料に対する需要が大きく、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG

部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

また、鉄屑、非鉄金属屑など、生産がゼロの部門では、輸入係数（国内需要に対する輸入割合）が1を超えていたり、計算不能になつたりといった問題が生じることがある。

エ 分離方式

石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上する方式である。

この方式の場合、合成樹脂原料とLPGは、本来分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずである。しかし、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

我が国の取引基本表では、屑・副産物の対応ではこの方式は用いられていないが、同一製造工程でも分割が可能なアクティビティは当然、別部門として設定している。

第4-10図 屑及び副産物の表章形式

① 一括方式

	… 石油 化学	合成 樹脂	LPG	… 家計 消費	… 国内 生産額
石油 化学			100	10	110
LPG					
国 内 生 産 額					
	110				

② トランシスファー方式

	… 石油 化学	合成 樹脂	LPG	… 家計 消費	… 国内 生産額
石油 化学			100	10	110
LPG				10	(10)
国 内 生 産 額					
	110		(10)		

③ マイナス投入方式

	… 石油 化学	合成 樹脂	LPG	… 家計 消費	… 国内 生産額
石油 化学			100		100
LPG	-10			10	(0)
国 内 生 産 額					
	100		(0)		

④ 分離方式

	… 石油 化学	合成 樹脂	LPG	… 家計 消費	… 国内 生産額
石油 化学			100		100
LPG				10	(10)
国 内 生 産 額					
	100		(10)		

(4) 再生資源回収・加工処理部門の取扱い

平成12年表より、今後リサイクル活動が重要視されることを想定し、それらの活動で生じた費用を含めた「再生資源回収・加工処理」部門が新設された。「再生資源回収・加工処理」部門で取り扱うものは、屑・副産物のうち有価財に限るものとした。しかし、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定することにしている。

ア 平成12年表における表章方法

石油化学部門から発生した副産物のLPGをマイナス計上し、その発生分を新たに設けた「再生資源回収・加工処理」部門に投入させ、当該部門から回収・加工処理経費を附加した額を需要部門である家計に産出する方法である。

この方法の特徴は、1)「再生資源回収・加工処理」部門の市場規模の把握が可能となったこと。2)平成7年表までは、それぞれの競合部門に直接計上していた屑・副産物の輸出入を、「再生資源回収・加工処理」部門に一括計上することで、輸入係数の安定化が図られたことである。

しかし、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して「再生資源回収・加工処理」部門に投入され、当該部門から需要部門に産出することになるため、産業連関表の原則である「一つの部門に一つの生産物を対応させる」ことができなくなるといった問題が生じた。そのため、「屑・副産物発生及び投入表」を経由しないと屑・副産物毎の投入を捉えることが出来ない。また、回収と加工は、本来別々のアクティビティであるが、資料の制約上分離できないなどの問題がある。

分析面からみた問題点として、1) 副産物の発生がマイナスで表示されるため、波及効果分析の観点から、逆行列にマイナスが多くなり、係数としての意味がなくなる。2) 「再生資源回収・加工処理」部門の投入は、種々の「屑・副産物」が投入されることになり、異なる「屑・副産物」が同一部門で扱われているため、投入係数の安定性、波及効果に関し分析の観点から問題がある。3) 取引額表では発生した「屑・副産物」が「再生資源回収・加工処理」部門を迂回して産出されるため、波及結果も全ての「屑・副産物」が影響を受けることになり、回収・加工処理後の財が特定出来ないなどが挙げられる。

イ 平成17年表における表章形式

平成17年(2005年)表では、平成12年表の問題点を踏まえ、再生資源回収・加工処理部門は経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附隨して産出されることとする(第4-11図参照)。

石油化学部門の生産は、合成樹脂原料の(100)であるが、副産物として発生したLPG(10)を、LPG部門からマイナス投入(つまり販売)したこととする。LPG部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)である石油化学部門にマイナス、消費部門(列)である家計にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は相殺されてゼロになる。一方、「再生資源回収・加工処理」部門には、LPGの回収経費が計上され、LPGの需要先へ付隨して産出される。

第4-11図 再生資源回収・加工処理部門の表章形式

① 平成12年表で適用した表章形式

	石油 化学	合成 樹脂	LPG	再生 資源	家計 消費	国 内 生 産 額
石油 化学				100		100
LPG	-10		10			(0)
再生 資源				18		(18)
経費・加 工費				5		
雇用者 所得				3		
国 内 生 産 額	100			(18)		

② 平成17年表で適用した表章形式

	石油 化学	合成 樹脂	LPG	再生 資源	家計 消費	国 内 生 産 額
石油 化学			100			100
LPG	-10				10	(0)
再生 資源					8	(8)
経費・加 工費				5		
雇用者 所得				3		
国 内 生 産 額	100			(8)		

(5) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

ア 狹義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別できる。

① 預貯金の管理、受付及び融資業務

.....金融(帰属利子)部門

② 金融証券の発行、引受け、信託及び信用保証等の業務

.....金融(手数料)部門

このうち、前者の金融(帰属利子)部門について、帰属計算を行う。

金融(帰属利子)部門の国内生産額は、

帰属利子=貸付金に対する受取利子

-預貯金に対する支払利子

として計算する。

帰属利子の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分している。

金融機関は、預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給し、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っていることから、帰属利子の効用は主として貸付け先(資金需要者)が享受しているものと考えられるためである。ただし、住宅ローンは、家計が所有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われるため、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われる。このため、家計の住宅ローンに関する貸出残高に応じた帰属利子が「住宅賃貸料」に計上されることとなる。

なお、帰属利子は内生部門にだけ産出され、自動車ロ

ーンや教育ローン等家計への貸出残高であっても、家計への産出を計上しない。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、
(受取保険料+資産運用益)

— (支払保険金+準備金純増)

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出する。

ウ 政府の所有する資産に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物等についても、減価償却分を帰属計算し、「社会資本減耗等引当」に計上している。

したがって、これらの部門の生産額は、

費用額合計+社会資本減耗等引当 (帰属計算分)

となる。

エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

実際に家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅については、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなす扱いをしている。

なお、帰属家賃と住宅賃貸料の表章形式は第4-12図のとおりである。

第4-12図 帰属家賃と住宅賃貸料の表章形式

家計

持家	これを市中家賃で評価すると 100万円/年	
	修繕費 5万円/年	家計
修繕費等 (建設補修)	5	
住宅賃貸料		100
付加価値	95	
生産額	100	

(注) 持家住宅及び給与住宅について、その家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、原則として全額を家計に産出しているが、介護保険を利用した住宅改修費の産出は例外を設けている。

具体的には、介護保険給付額として「介護(居宅)」及び「介護(施設)」から「中央政府個別の消費支出」及び「地方政府個別の消費支出」に産出したほか、福祉用具購入費についてはそれぞれの財から、住宅改修費については建設補修迂回で「住宅賃貸料(帰属家賃)」から「中央政府個別の消費支出」に産出してい

る。

(6) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、の中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設計されたものであり、「仮設部門」として表章されている。仮設部門には、基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付して区別している。

なお、仮設部門には付加価値は計上しない。

平成17年表においては、以下の仮設部門を設定している。

また、家計外消費は、国民経済計算では独立せずに内生化されており、分類不明は、本来産業として存在しない部門であるため、ある意味で仮設部門の性格を持つている。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、野紙等の事務用品は、企業会計上は、一般的に消耗品として一括処理されることが多いこともあり、これらを生産する各部門は、当該品目を「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する(第4-13図)。

なお、事務用品部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

第4-13図 事務用品の表章形式

① 事務用品部門をたてない場合

A産業	生産額
原料1 30	
原料2 20	
鉛筆 5	(5)
野紙 5	(5)
付加価値 40	
生産額 100	

② 事務用品部門をたてる場合

A産業	事務用品	生産額
原料1 30		
原料2 20		
鉛筆 5	(5)	
野紙 5	(5)	
事務用品 10		(10)
付加価値 40	0	
生産額 100	(10)	

- (注) 1 鉛筆、野紙などをいったん「事務用品」に産出。需要部門Aは、「事務用品」という複合商品を購入。
 2 事務用品部門の付加価値は0(計上しない)。
 3 表全体でみた場合、生産額は、仮設部門の事務用品の分だけ大きくなる。

イ 自家活動部門

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密にいえば、それぞれ運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

昭和60年表までは、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、自家活動を「仮設部門」として独立させてきたが、平成2年表においてその表章の有無が検討され、自家用自動車輸送部門を除いて廃止した。

(イ) 表章形式

自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門(仮設部門)に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は、内生経費のみである。

なお、自家部門をたてない場合とたてる場合の表章形式は第4-14図のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めしたこととなり、国内生産額がそれだけ大きくなるので、注意する必要がある。

第4-14図 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門をたてない場合

A産業	生産額
原料1	25
原料2	20
石油	15 うち原材料 5 輸送用 10
付加価値	40
生産額	100

② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

A産業	自家輸送	生産額
原料1	25	
原料2	20	
石油	5 10	(15)
自家輸送	10	(10)
付加価値	40 0	
生産額	100 (10)	

(注) A産業が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

ウ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できる。しかし、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、他の屑については、関係の深い原材料部門(例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」)に格付けて処理している。

(7) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品貸貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、貸貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料(粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの)を、当該部門の経費又は営業余剰(純賃借料部分)として計上することとなる。したがって、貸貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即し、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、貸貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、

各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

イ 分析上のメリット・デメリット

従来の我が国の産業連関表においては、「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことがある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備は、その大部分がレンタル又はリースによって設置される場合があり、また、産業全体に占める物品賃貸業のウェイト増大などの実情に鑑み、産業連関表において部門を設定し、生産額及び粗付加価値を計上する必要が生じてきた。

ウ 我が国表での扱い

昭和 60 年表までは、日本標準産業分類における物品賃貸業のうち、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「貸自動車業」の 3 部門と「不動産賃貸業」については「所有者主義」により推計し、その他の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成 2 年表からは、記述のとおり物品賃貸業のウェイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要があること、一方、「使用者主義」による推計は基礎統計の現状からみて非常に困難であることなどから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の違いは、第 4-15 図のとおりである。

また、ファイナンス・リースの取扱いについては、日本では所有権移転外のファイナンス・リースが主流であり、その会計処理は通常の賃貸借取引に係る方法が大勢をしめていることから、物品賃貸業の活動として扱い、そのリース対象物件も「所有者主義」で計上する。

第 4-15 図 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A 産業が物品賃貸業からリース料 100 で
産業用機械のリースを受けている場合

① 使用者主義

（あたかも A が自己所有の機械を使用しているように記述）

A 産業

機械修理	(15)	
営業余剰	(65)	
資本減耗引当	(20)	
生産額	(100)	

（注）A 産業の本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが上乗せされる。

② 所有者主義 (機械の所有者は物品賃貸業として記述)

	A 産業	物品賃貸業
機械修理	15	
物品賃貸業	100	
雇用者所得	50	
営業余剰	15	
資本減耗引当	20	
生産額	100	

（注）通常のサービスの購入と同じ表章形式。

(8) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類(本節 2(4)参照)」によって①産業（のうち「公的企業」）、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別される。しかし、②及び③については一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なるため、特殊な扱いを行っている（第 4-16 図参照）。

ア 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の国内生産額は、経費総額をもって計測するため、営業余剰は計上しない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「中央政府個別の消費支出」、「地方政府集合的消費支出」、「地方政府個別の消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

第 4-16 図 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が 100 の活動をしている場合で、うち授業料収入が 60 となっている場合。

物品 1	家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出	生産額	
			私立大学	100
物品 2	10			
私立大学		60	40	100
雇用者所得	80			
営業余剰	0			
生産額	100			

(9) 分類不明

ア 分類不明の意味

産業連関表において「分類不明」は、いずれの部門にも属さない取引活動を計上するものであり、中には住宅ローン以外のローンなど他に産出されないものも含んでいる。また、行及び列部門の推計上の残差の集積部門と

しての役割も持たせている。

イ 産業連関表における二面等価調整と分類不明

行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、我が国の産業連関表では「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を「営業余剰」の行と「分類不明」の列の交点で調整している。

第2節 平成17年（2005年）産業連関表の特徴

1 平成17年（2005年）産業連関表の基本フレーム

（1）期間、対象及び記録の時点

平成17年（2005年）の1年間のわが国における財・サービスの生産活動及び取引が対象である。

記録の時点は、従前と同様、原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」である。

（2）評価方法

取引活動の大きさは、金額で評価している。

ア 国内生産額の価格評価は、「実際価格」に基づく評価である。

イ 輸出入品の価格評価については、普通貿易の輸入はCIF価格の評価、普通貿易の輸出はFOB価格の評価である。

（注）・CIF価格（運賃・保険料を含む価格。Cost Insurance and Freight）

・FOB価格（本船渡しの価格。Free on Board）

（3）取引基本表の基本構造

ア 取引基本表は、従前と同様、商品（行）×商品（列）

（注）の表とし、工業統計調査、サービス業基本統計などの1次統計資料を基に直接作成した。

（注）ここでいう「商品」は財・サービスのことであるが、当該「商品」を生み出す生産活動（アクティビティ）と一体の概念としてとらえられる。

イ 従前と同様、生産者価格評価表と各取引額に商業マージン及び国内貨物運賃を含む購入者価格評価表の両方を作成した。

ウ 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」である。

なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の「間接税」に含めている。

エ 輸入の取扱いは、従前と同様、部門によっては輸入品の取引額を区分表示する「競争・非競争混合輸入型」である。

（4）部門分類

ア 基本分類及び統合分類

（ア）基本分類は、行520部門、列407部門である。

（イ）統合分類は、統合小分類（190部門）、統合中分類（108部門）及び統合大分類（34部門）である（第8章参照）。また、産業連関表のひな型として、13部門も設定している。

イ 最終需要部門と粗付加価値部門

（ア）最終需要部門及び粗付加価値部門に、従前と同様、家計外消費支出を設定している。

（イ）粗付加価値部門の間接税には、関税及び輸入品商品税を含めず、輸入部門に含めている。また、最終需要部門の調整項には、商社等を経由した輸出に係る国内取引段階の消費税相当分を計上している。

（5）特殊な取扱い

ア 帰属計算

次のものについて帰属計算を行なった。

① 金融の帰属利子

② 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス

③ 政府の建物及び社会資本に係る資本減耗引当

④ 持家住宅及び賃貸住宅に係る住宅賃貸料

イ 仮設部門の設定

商品の性格、表の作成・利用上の便宜等を考慮して、次の仮設部門を設定した。

① 事務用品

② 自家輸送（旅客及び貨物自動車）

③ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

ウ 物品賃貸業の取扱い

物品賃貸業については、「所有者主義」により推計しており、ファイナンス・リースについても物品賃貸業の扱いとし、金融取引とは考えない。また、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」についても、所有者主義で推計している。

（6）付帯表の作成

平成17年表の付帯表として、従前と同様、次の表が作成されている。

① 商業マージン表

② 国内貨物運賃表

③ 輸入表

④ 届・副産物発生及び投入表

⑤ 物量表

⑥ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）

⑦ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

⑧ 固定資本マトリックス

⑨ 産業別商品産出構成表（V表）

⑩ 自家輸送マトリックス

2 平成 17 年（2005 年）産業連関表の特徴

（1）部門分類の変更等

部門分類については、平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類を踏まえつつ、経済構造の変化を的確に捉えるための見直しを行った。

平成 17 年表における基本分類ベースでの主な変更の状況は次のとおりである（平成 12 年—平成 17 年産業部門分類対照表及び〔参考〕4 参照）。

- ア これまでの「郵便」に民間事業者による信書送達の活動を加えた「郵便・信書便」を新設。
- イ これまでの部門で該当するものがなかったため、「インターネット附随サービス」を新設。なお、「その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ホスティング・サービスは、本部門に含めている。
- ウ これまで「ポンプ及び圧縮機」や「化学機械」などに含まれていた真空装置・真空機器製造業を一つにまとめた「真空装置・真空機器」を新設。
- エ これまでの「劇場・興行場」と「興行団」を「興行場（除別掲）・興行団」に統合。
- オ 保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社・有限会社等に認められたことにより、「社会福祉（産業）」を新設。

カ 「石炭」については、国内生産額が減少したことから、「原油・天然ガス」部門と列部門の「石炭」を統合し、「石炭・原油・天然ガス」とした。なお、「石炭」は行部門として引き続き表章した。

平成 17 年表の部門分類数を平成 7 年表及び平成 12 年表と比べると、第 4-3 表のとおりである。

第 4-3 表 部門分類数の推移

	平成 7 年 (1995 年) 表	平成 12 年 (2000 年) 表	平成 17 年 (2005 年) 表
(1) 基本分類（行） (列)	519 403	517 405	520 407
(2) 統合小分類	186	188	190
(3) 統合中分類	93	104	108
(4) 統合大分類	32	32	34

（2）利用上の留意点

本書（総合解説編）に掲載されている平成 7 年表及び平成 12 年表の計数は、平成 17 年表の部門分類より組替集計した参考計数であり、名目値である。

5 年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本的フレームに大きな変更がなくとも、作成の都度部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の変更が行なわれ

ており、そのままでは従来の表との比較が困難であることに留意されたい。ちなみに、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析するためには、最新年次と対比する年次の表又は最新年次表を加工し、それぞれの産業連関表の部門の概念・定義等を統一した上で、改めて計数を推計し直した「接続産業連関表」が必要となるが、今回の接続産業連関表は、「平成 7 年（1995 年）—平成 12 年（2000 年）—平成 17 年（2005 年）接続産業連関表」を平成 21 年度中に作成する予定である。

また、本項（1）に平成 17 年表の特徴を記述しているが、このほか、利用上注意を要するものは次のとおりである。

① 「再生資源回収・加工処理」部門の取扱い

平成 12 年表では、「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、「屑・副産物」は一括して「再生資源回収・加工処理」部門に投入され、当該部門から需要部門に産出されることとし、「屑・副産物」の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上した。

しかし、平成 17 年表においては、「再生資源回収・加工処理」部門には「屑・副産物」の回収及び加工に係る経費のみを計上することとし、「屑・副産物」の取扱いについては、平成 7 年表までと同様に、「マイナス投入方式」によって計上している。

② 「分類不明」部門の取扱い

「分類不明」部門の概念・定義・範囲は、「他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動」とされ、「他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割」もあるとされている。また、産業連関表の概念・定義上、他に産出先がないために、「分類不明（列）」部門に産出している「金融（帰属利子）」部門の例がある。

「分類不明」部門の推計方法は、「分類不明（行）」部門の合計の数値を国内生産額とし、「分類不明（列）」部門の数値と国内生産額との不一致額については、これまでに「分類不明（列）」部門と「営業余剰」部門との交点の取引額を調整することにより、バランスを取っている。

平成 17 年表では、「金融（帰属利子）」部門の「分類不明（列）」部門への産出額が約 2 兆円となり「分類不明」部門の国内生産額の約半分を占めるまでに大きくなつたこと等の要因から、「分類不明（列）」部門の合計の数値が「分類不明（行）」部門の合計の数値を上回ったため、「分類不明（列）」部門と「営業余剰」部門との交点でバランスを取った結果、その交点にマイナスの額を計

上している。

③ 社会資本減耗分を計上する資本減耗引当、政府消費支出

道路・ダム等の社会資本減耗が平成12年表から新たに計上されており、これらは粗付加価値部門である資本減耗引当（社会資本減耗分を含む。）、最終需要部門である政府消費支出（社会資本減耗分を含む。）のみならず、国内生産額にも大きな影響を与えている。

ただし、これらの社会資本減耗の一部は、平成7年表以前でも既に計上済みであることから、7年表以前の計数と12年表以降に計上された「社会資本減耗」のみを除外した計数の比較はできず、この点には注意を要する。

④ 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出
(行) (列)

「携帯電話機」は、移動通信事業者の介在もあり、複雑な価格体系により販売されていることから、携帯電話機の生産者価格と購入者段階の価格に大きな差が生じている。

このため、産業連関表では、その価格差を移動電気通信部門の直接経費とみなし、家計外消費支出(行)として計上し、携帯電話機部門から家計外消費支出(列)に同額を計上している。